

## 世界文化遺産部会の設置について

令和 3 年 4 月 5 日  
文化審議会 決定

### 1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

### 2. 調査審議事項

- (1) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 世界遺産条約第 11 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- (3) 世界遺産条約第 11 条 2 に基づき、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- (4) その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

### 3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

### 4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

## 文化審議会世界文化遺産部会の会議の公開について

(令和3年5月10日 文化審議会世界文化遺産部会決定)

文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会世界文化遺産部会運営規則（令和元年5月 日文化審議会世界文化遺産部会決定）第二条第一項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

### （会議の公開）

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（4）までの案件を審議する場合を除く。
  - （1）部会長の選任その他人事に係る案件
  - （2）世界文化遺産部会の設置について（令和2年4月 日文化審議会決定）
  2. 調査審議事項（以下「部会の調査審議事項」という。）（2）により、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件の候補の選定の調査審議に係る案件
  - （3）部会の調査審議事項（3）により、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補の選定の調査審議に係る案件
  - （4）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

### （会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。
4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。
5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

### （議事録の公開）

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の（4）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

### （会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。